

# 平成 28 年度 第 2 回中野市総合教育会議 次第

日時 平成 29 年 2 月 27 日 (月) 午後 3 時

場所 中野市中央公民館講堂

## 1 開 会

## 2 あいさつ

市長  
教育委員長

## 3 議 題

(1) 中野市小学校統合準備委員会について …… 資料 1

(2) 中野市教育大綱の進捗状況について …… 資料 2  
・外国語教育の推進について

(3) その他

## 4 閉 会

平成28年度 第2回中野市総合教育会議 名簿

○出席者

所 属	職	氏 名
中野市	市長	いけだ しげる 池田 茂
	副市長	よこた きよかず 横田 清一
	総務部長	たけうち ゆきお 竹内 幸夫
中野市教育委員	委員長	ながしま かつみ 長島 克己
	教育委員長職務代理者	あおき さちこ 青木 幸子
	委員	いちかわ しんいち 市川 真一
	委員	ながえ ふみき 永江 文樹
	教育長	こじま たかのり 小嶋 隆徳
中野市教育委員会事務局	教育次長	いしかわ やすふみ 石川 保文
	学校教育課長	こばやし ゆみ 小林 由美
	学校教育課学校教育係長	みやじま かよこ 宮嶋 香代子
	学校教育課総務係長	とみた くにひろ 富田 訓宏
	学校教育課副主幹	たなか ちひろ 田中 千尋

# 中野市総合教育会議運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下「法」という。）第1条の4に規定するもののほか、中野市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議の招集)

第2条 会議の招集は、市長が会議の日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではない。

2 法第1条の4第4項の規定により教育委員会が会議の招集を求めた場合は、市長は速やかに会議の招集通知を行うものとする。

## (意見の聴取)

第3条 法第1条の4第5項に基づき意見を聴く関係者又は学識経験者は、市長が決定する。

## (会議の公開)

第4条 会議は、原則公開するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書きの規定により、会議が非公開とすることを決定した場合には、公開しないことができる。

## (会議の傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人受付簿に氏名、住所等を記入しなければならない。

2 傍聴人は、法第1条の4第6項ただし書きの規定により、会議の非公開が決定された場合には、直ちに退場しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、傍聴人の遵守事項等は、中野市教育委員会傍聴規則（平成17年中野市教育委員会規則第3号）第3条及び第4条の規定を準用する。

4 市長は会場の都合により、傍聴人を制限することができる。

## (会議録)

第6条 市長は会議の終了後、遅滞なくその会議録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした会議の会議録は公表しないこととする。

## (事務局)

第7条 会議の事務局を総務部政策情報課におく。

## (補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議で定める。

## 附 則

この要領は、平成27年7月9日から施行する。



中野市小学校統合準備委員会について

## 中野市北部地区小学校統合準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 中野市立長丘小学校、平岡小学校、科野小学校及び倭小学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るため、中野市北部地区小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育方針、学校行事等に関すること。
- (2) 通学路及び通学方法に関すること。
- (3) P T A、コミュニティスクール等学校関係組織に関すること。
- (4) 設備備品、施設整備等に関すること。
- (5) 児童及び保護者の交流事業に関すること。
- (6) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 統合に関係する小学校の保護者代表
- (2) 統合に関係する小学校の歴代保護者代表
- (3) 統合に関係する小学校の教職員
- (4) 中野市長丘保育園、平岡保育園及びたかやしろ保育園の保護者代表
- (5) 統合に関係する地域の住民代表
- (6) 公募に応じた市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

## 中野市豊田地域小学校統合準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 中野市立豊井小学校及び永田小学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るため、中野市豊田地域小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育方針、学校行事等に関する事。
- (2) 通学路及び通学方法に関する事。
- (3) P T A、コミュニティスクール等学校関係組織に関する事。
- (4) 設備備品、施設整備等に関する事。
- (5) 児童及び保護者の交流事業に関する事。
- (6) その他統合に向けて必要な事項に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 統合に関係する小学校の保護者代表
- (2) 統合に関係する小学校の歴代保護者代表
- (3) 統合に関係する小学校の教職員
- (4) 中野市永田保育園及び豊井保育園の保護者代表
- (5) 統合に関係する地域の住民代表
- (6) 公募に応じた市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成33年3月31日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。



- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

## 中野市北部地区及び豊田地域小学校統合準備委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 中野市北部地区小学校統合準備委員会及び中野市豊田地域小学校統合準備委員会の会議の運営については、中野市北部地区小学校統合準備委員会設置要綱（平成28年中野市教育委員会告示第2号）及び中野市豊田地域小学校統合準備委員会設置要綱（平成28年中野市教育委員会告示第3号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (専門部会)

第2条 統合に関する課題の調整や検討を効率的に行うため、委員会に次に掲げる専門部会を設ける。

- (1) 総務部会
- (2) 地域・PTA部会
- (3) 通学・安全部会
- (4) 教育部会

- 2 専門部会に属する委員は、委員会委員から選任し、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 部会における検討経過は、委員会に対し適宜報告をする。

### (傍聴の許可)

第3条 会議は、委員長又は部会長の許可を得て傍聴することができる。ただし、委員長又は部会長が会議に諮って秘密会としたときは、この限りでない。

### (会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人受付簿に氏名、住所等を記入しなければならない。

- 2 傍聴人は、前条の規定により、会議の非公開が決定された場合には、直ちに退場しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、傍聴人の遵守事項等は、中野市教育委員会傍聴規則（平成17年中野市教育委員会規則第3号）第3条及び第4条の規定を準用する。4 委員長又は部会長は会場の都合により、傍聴人を制限することができる。

（会議資料の公表）

第5条 委員長及び部会長は、会議の終了後、速やかに、会議の資料を市公式ホームページ等により公表する。ただし、必要があると認められる場合は、資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

附 則

この要領は、平成29年1月26日から施行する。



中野市教育大綱の進捗状況について

## 4 教育大綱の5つの柱と施策

### 1 「信州なかの」ふるさと学習の推進

- ① ふるさとへの誇りと愛着がもてるよう、「信州なかの」の歴史や特性、先人の偉業及び自然や文化芸術の素晴らしさを学ぶ、ふるさと学習を進めます。
- ② 地域の農業者などと連携し、農業体験や地域の食材を使った食育など、特色ある教育を進めます。
- ③ 長年にわたり継承されてきた、有形・無形文化財等の保存・活用・継承を図り、なかのの歴史を学習する場を充実させます。

### 2 地域が支え地域に学ぶ生涯学習の推進

- ① 子どもや学校が抱える課題の解決、未来を担う子ども達の豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ仕組みとして、地域社会全体で子どもを育むコミュニティスクールの取組を推進します。
- ② 公民館を拠点に、各種講座及び講演会の充実、サークル活動の支援など、地域住民が主体となった生涯学習や活動を推進します。
- ③ 図書館や博物館の利用が生涯学習の推進とつながるよう、豊富な資料の充実とサービスを図ります。
- ④ 子ども達が本に親しみ、豊かな心を育むよう、子ども読書活動を推進します。

### 3 時代に対応した魅力ある学校教育の推進

- ① 小中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置し、話す、聞く力等、コミュニケーション能力を身につけるとともに、グローバルな視点に立った国際感覚を養います。
- ② 外部検定試験を活用し、総合的な英語力の向上を図ります。
- ③ 中学生の海外短期留学制度を導入し、様々な国の人々と理解し合い協働できる異文化への関心意欲を高めます。
- ④ 学校内のネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒がタブレット端末等を活用したICT教育（※1）を通じて、新しい時代に生きる力を身につける教育を充実します。

（※1） ICT教育：デジタル機器やコンピュータ、インターネットなどを活用した教育

#### 4 夢をもち、未来にはばたくキャリア教育の推進

- ① 一流のアスリートや社会人講師の実体験から、将来に夢や目標を持ち、努力することの大切さや人の生き方を学ぶ「夢の教室」（小学校）と「キャリア教育(※2)講演会」（中学校）を開催します。
- ② ふるさとへの愛着がもて、働くことの喜びや大切さを学ぶことができるようにするため、地元で活躍する各界の第一人者を招いての「ふるさとjobセミナー」（中学校）を開催します。

#### 5 豊かな心、健やかな体、確かな学力を向上させるため、安心して学べる教育環境の充実

- ① 障がいのある児童生徒に対し、保護者や関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。
- ② 小中学校のいじめや不登校に対し、関係機関と連携した教育体制を充実させるとともに、Q-U検査(※3)などの実施により、早期発見・早期解決に努めます。
- ③ 健康診断、健康管理、保健指導を充実し、児童生徒の健やかな育成に努めます。
- ④ 中学校の部活動を適正かつ効果的に行うため、学校生活におけるバランスのとれた活動時間の設定や設備の整備、外部指導者の活用を支援します。
- ⑤ 学校・家庭・地域が連携して、テレビやゲームなどのメディアを自律的にコントロールする力を身に着けさせる、規則正しい生活・学習習慣の確立を図ります。
- ⑥ 少子化に伴う児童生徒の減少を見据え、子どもにとってより良い教育環境を求め、小中学校の適正規模・適正配置に努めます。
- ⑦ 学校施設の計画的な整備・改修を推進し、快適な教育環境の確保に努めます。
- ⑧ 学校・家庭・地域それぞれの「教育力向上」を目指し、中学校区単位で、小小・小中連携教育を推進します。
- ⑨ 交通安全対策や安全な学校給食の提供など、子ども達の安全・安心の確保を図ります。

---

(※2) キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育

(※3) Q-U検査：学校生活における満足度と意欲、学級集団の状態を調べることができる検査

# 学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力、人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

## 何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

## 何を学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の  
新設など  
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

**学習内容の削減は行わない**※

※高校教育については、従来の専修制知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。

## どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得  
など、新しい時代に求められる  
資質・能力を育成  
知識の量を削減せず、質の高い  
理解を図るための学習過程  
の質的改善

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

(2019.7.14)

文部科学省  
発表)



# 外国語教育の抜本的強化のイメージ

## 新たな外国語教育

大学や海外、社会で英語力などを伸ばす基盤を確実に育成

高校卒業レベルで  
4000語～5000語程度

高校卒業レベル  
で3000語

※CEFRとは、シラノバやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集のために、透明性が高く分かりやすく参照できるものとして、20年以上にわたる研究を経て、2001年に欧州評議会（Council of Europe）が発表。

CEFR

B2

B1

A2

### 現状

【高等学校】

- 目標：コミュニケーション能力を養う
- 授業は外国語で行うことが基本

国の目標（英検準2～2級程度等50%）  
→現状32%  
・生徒の学習意欲、「書く」「話す」に課題  
・言語活動が十分でない

【中学校】

- 教科型を通じて「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の総合的育成
- 目標：コミュニケーション能力の基礎を養う
- 前回改訂で週3⇒週4に増

・国の目標（英検3級程度等50%）→現状35%  
・言語活動が十分でない

年間140単位時間（週4コマ程度）

【小学校高学年】

- 活動型
- 目標：「聞く」「話す」を中心としたコミュニケーション能力の素地を養う
- 学級担任を中心に指導
- 外国語活動が成果を上げ、児童の「読む」「書く」も含めた系統的な学習への知的欲求が高まっている状況

年間35単位時間（週1コマ程度）

【中学校】

1600～1800語程度

年間140単位時間

- 目標例：例えば、短い新聞記事を読んだり、テレビのニュースを見たりして、その概要を伝えることができるようにする。
- 互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視した授業を外国語で行うことを基本とする。
- 外国語やその背景にある文化の多様性を尊重し、他者に配慮しながら、具体的に身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養う。

教科型

【小学校高学年】

年間70単位時間

- 目標例：例えば、馴染みのある定型表現を使って、自分の好きなものや、家族、一日の生活などについて、友達に質問したり質問に答えたりできるようにする。
- 外国語やその背景にある文化の多様性を尊重し、相手に配慮しながら聞いたり話したりすることに加えて、読んだり書いたりすることについての態度の育成も含めた、コミュニケーション能力の基礎を養う。
- 学級担任が専門性を高め指導、併せて専科指導を行う教員を活用、ALT等を一層積極的に活用。

教科として系統的に学ぶため、短時間学習や、45分に15分を加えた60分授業の設定等の柔軟な時間割編成を可能とする

活動型

【小学校中・低学年】

年間35単位時間

- 外国語を通じて、言語やその背景にある文化の多様性を尊重し、相手に配慮しながら聞いたり話したりすることを中心にしたコミュニケーション能力の素地を養う。
- 主に学級担任がALT等を一層積極的に活用したITを中心とした指導。

【高等学校】

目標例：例えば、ある程度の長さの新聞記事を読んだり必要な情報を取り出したり、社会的な問題や時事問題など幅広い話題について課題研究したことを発表、議論したりすることができるようにする。

- 外国語やその背景にある文化の多様性を尊重し、他者に配慮しながら、幅広い話題について情報や考えなどを外国語で的確に理解したり適切に伝え合ったりする能力を養う。
- 授業を外国語で行うことを基本とするともに、
  - ①「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」を総合的に扱う言語活動
  - ②特に、課題がある「話すこと」「書くこと」において発信力を強化する言語活動を充実（発表、討論、議論、交渉等）。

【中学校】

改善のためのPDCAサイクル

改善のためのPDCAサイクル

改善のためのPDCAサイクル

改善のためのPDCAサイクル

高等学校基礎学力テスト（仮称）

全国学力・学習状況調査



## 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

### 1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

### 2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

#### 「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるととも（生命領域）に、②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

#### 我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

（語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考するなど）

※ 教員が授業準備などを行う時間を確保するために、16年ぶりの義務標準法改正による計画的な教職員定数の改善などの条件整備や運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

### 3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

#### 4. 教育内容の主な改善事項

##### 言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

##### 理数教育の充実

- ・前回改訂において2~3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

##### 伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

##### 道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化(小:平成30年4月、中:平成31年4月)による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

##### 体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

##### 外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入  
※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴やよさに気付く指導の充実

## 小学校の標準授業時数について

〔 改 訂 案 〕

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画 工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の 教科 である 道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別 活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的 な学習 の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語 活動	-	-	35	35	-	-	70
外国語	-	-	-	-	70	70	140
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画 工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別 活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的 な学習 の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語 活動	-	-	-	-	35	35	70
合計	850	910	945	980	980	980	5645

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

※ 各教科の授業について、年間35単位時間を超える部分について、15分程度の短い時間を単位とするなど、柔軟な時間割を編成して実施することができる。

(平成29年度～平成31年度 実施計画抜粋)

No.	12	教育委員会 学校教育課	単位:千円		
事業名	小学校外国語教育推進事業【戦略】				
事業概要	将来を担う子ども達が国際化社会に対応し、多くの人とのコミュニケーションを図る力を養うため、読む、書く、聞く、話すそれぞれのバランスが取れた総合的な英語力の向上を推進します。				
新規/継続/臨時	継続	ハード/ソフト	ソフト	実施期間	H28～
3カ年事業費	27,200		総事業費		
年度別	平成29年度		平成30年度		平成31年度
当該年度実施内容	外国語指導助手配置(2名)		外国語指導助手配置(2名) 外部検定試験受験料助成		外国語指導助手配置(2名) 外部検定試験受験料助成
事業費	9,000		9,100		9,100
財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特定財源				
	一般財源	9,000		9,100	

No.	13	教育委員会 学校教育課	単位:千円		
事業名	中学校外国語教育推進事業【戦略】				
事業概要	将来を担う子ども達が国際化社会に対応し、多くの人とのコミュニケーションを図る力を養うため、読む、書く、聞く、話すそれぞれのバランスが取れた総合的な英語力の向上を推進します。				
新規/継続/臨時	継続	ハード/ソフト	ソフト	実施期間	
3カ年事業費	62,856		総事業費		
年度別	平成29年度		平成30年度		平成31年度
当該年度実施内容	外国語指導助手配置(4名) 外部検定試験受験料助成		外国語指導助手配置(4名) 外部検定試験受験料助成 海外短期留学の実施		外国語指導助手配置(4名) 外部検定試験受験料助成 海外短期留学の実施
事業費	17,812		22,432		22,612
財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他特定財源				
	一般財源	17,812		22,432	